

## 5. 特別な感染症により欠席した場合

下表の各種感染症に罹患した場合は、①「感染症による欠席届」の「受診証明」欄に医療機関で記載してもらい、②保健管理センター（分室）で記載欄を確認を受けた上で、③本人記載欄に記載したものを1部コピーし、④原本を学務グループ（札幌校は教務課修学支援グループ）へ提出し、⑤コピーを欠席した授業の担当教員へ提出してください。

欠席した授業・試験については、授業担当教員にこの「感染症による欠席届」のコピーを提出することにより、次のとおり対応されます。

なお、感染が疑われるため、本学が実施する自宅待機又は出席停止措置の該当者についても、同様に取り扱います。

### 1. 授業を欠席した場合

補講又は課題・レポートなどを課すことにより、欠席扱いにはしません。

ただし、集中講義や不定期講義などの場合は、欠席する時間数の関係で単位認定ができない場合があります。

### 2. 試験を欠席した場合

「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」の第4第2項に基づく追試験の対象となります。

### 【学校保健安全法に基づく出席停止措置が必要な疾患】

	感 染 症 名	出席停止期間
第一種	第一種感染症類 (新型インフルエンザ, 他)	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し, かつ, 解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで, 又は, 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	学校医等の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医等の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス・その他の感染症※	学校医等の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」に該当するかどうかは、保健管理センターに相談して下さい。